

令和 6 年（2024 年）能登半島地震
非常災害対策本部会議（第 13 回）議事録

日時：令和 6 年 1 月 19 日（金）10:15～10:33

場所：官邸 4 階大会議室

1. 開会

2. 被害状況等報告

（内閣危機管理監）

- 各自治体からの報告によれば、本日午前 9 時時点の人的被害は、死者 232 名、安否不明者 22 名となっている。二次避難を迷っている方が、再び自分の町に戻ってこられるという見通しを持ち、安心して避難できるよう、応急仮設住宅の建設拡大が望まれる。倒壊家屋の解体撤去等も必要になるので、円滑に進めることができるよう、被災自治体と連携して推進してまいる。
- 被災地の生活再建にあたっては、その基盤となる漁港や港湾等のインフラ復旧も欠かせない。津波や地盤の隆起もあり、大きな被害を受けている。ライフラインである電力や水道、人流や物流を支える道路の復旧とともに、全力を尽くして対応してまいる。

3. 各省庁の対応状況

（防災担当大臣）

- 本日の閣議において、今回の地震を大規模災害復興法に基づく「非常災害」として指定する政令を決定した。この措置により、漁港、海岸、港湾等の災害復旧工事の国や都道府県による代行が可能となる。
- すでに今回の地震による災害を激甚災害に指定し、財政面で手厚い措置を講じることとしたことに加え、国等による代行を通じた、実行面での支援措置を講じるための環境が整うことになる。

（国家公安委員会委員長）

- 震災に便乗した犯罪は悪質であり、断じて許せない。被災者の不安解消に向け、犯罪抑止のための各種取組を進めるとともに、被疑者の早期検挙に向けた捜査に全力を尽くすよう、警察を指導してまいる。

（こども政策担当大臣）

- こども家庭行政関連では、二次避難先となる自治体向けに、被災したこどもの受入れの相談に応じていただけるよう通知、二次避難を検討されている保護者向けのパンフレットの作成・周知、被災したこどもを受け入れた避難先の保育所等に対する必要な給付を行うこととした。
- また、22 日（月）から、現地対策本部にこども家庭庁の職員を 2 名派遣する予定。

○男女共同参画関係では、県が新たに作成した性暴力・DV防止の啓発ポスターの順次貼り出し、応援職員に同ポスターや女性の視点からの「避難所チェックシート」活用の周知を行うよう各都道府県に依頼した。

○引き続き、関係省庁、被災自治体とも緊密に連携し、被災者に寄り添った支援や避難生活における安全・安心の確保に努めてまいる。

(消費者及び食品安全担当大臣)

○消費者担当大臣として、震災関連の消費トラブルへの注意喚起について申し上げる。

○「能登半島地震関連」の相談として報告された相談 155 件の中には、災害に便乗した詐欺や悪質商法が疑われる事案についての相談が寄せられている。そこで、関係省庁等とも連携して、「令和 6 年能登半島地震で被災された皆様へ」とのチラシを作成し、消費者ホットラインに加え、消費者の相談内容に応じた問い合わせ窓口を、一覧として紹介するとともに、改めて注意喚起を行っているところ。引き続き、注意喚起を行っていくとともに、通話料無料の被災者向け相談ダイヤル「能登半島地震関連消費者ホットライン」などにより、相談体制を確保してまいる。

(総務大臣)

○消防では、搜索、高齢者の搬送に加え、緊急消防援助隊による、被災地消防本部の活動支援も行っている。

○自治体職員の応援派遣は、1,000 名を超える職員が現地入りし、避難所運営や罹災証明書交付準備等を担っている。今後の復旧・復興に向け、技術職員を含めた中長期の職員派遣についても調整してまいる。

○携帯電話については、能登半島北部 6 市町の支障は、最大 7～8 割から残り 4%まで応急復旧が進んでおり、昨日、携帯事業者各社が会見を行い、仮復旧が概ね終了したことを公表したが、いまだ立入困難地点では支障が残っており、引き続き丁寧に対応してまいる。

○放送については、自衛隊にご協力をいただくなど、中継局への燃料補給と避難所等へのテレビ等の設置を引き続き進めてまいる。

(厚生労働大臣)

○昨日、石川県を訪問し、石川県知事と面会するとともに、石川県災害対策本部委員会議にも参加した。水道を含むインフラを早期に復旧させる必要があること、災害関連死を防ぐためにも二次避難を早急に進める必要があること、生活と生業の再建に向けた取り組みも重要であることを改めて認識をした。

○水道については、被害状況や復旧の進捗状況を確認するとともに、今後の復旧計画や復旧作業を行う方への広報支援の強化などを確認した。

○二次避難の加速化について、広域的な受け入れ調整が円滑に進むよう、関係団体と連携して介護職員等の応援派遣を強化してまいる。

○生活と生業の再建について、石川県の 1.5 次避難所等で緊急小口資金の受付を 22 日から開始する。

○雇用調整助成金について、被災地域の実情を踏まえ、これまでよりきめ細かな対応を行う方向で、本日、労働政策審議会に諮問をし、了承が得られれば速やかに実行する。

(農林水産大臣)

○避難された方々の食料支援として、現場のニーズに応じて、ロングライフ牛乳や子供向けのお菓子などを配送しているところ。また、外食事業者の協力を得て、キッチンカーを用いた温かい食事の無償提供も行っている。引き続き、関係省庁と緊密な連携をとって、自衛隊の皆様のご多大な尽力も得て、避難された方々の手元まできちんと届けてもらえるよう、食料支援に努めてまいります。

(経済産業大臣)

○電力について、朝 7 時 40 分時点で、停電は約 7,500 戸となっている。自治体の御要望を踏まえた避難所への電源車の派遣など、電力供給を進めている。また、燃料について、避難所用の灯油・軽油の前倒しでの配送を継続して実施している。

○物資の供給については、避難生活の長期化に伴い洗濯用品のニーズが高まっていることを踏まえ、衣料用洗剤 5,000 本などを調達している。

○生業の再建について、17 日に「被災中小企業・小規模事業者等支援本部」を開催し、本格的な支援施策の検討をキックオフした。また、昨日伺った市長、町長からの声も踏まえ、「なりわい補助金」といった支援策の調整を進めるとともに、「小規模事業者持続化補助金」の公募を前倒しして、来週開始する。引き続き、被災実態や現地の要望の把握に努め、支援策を講じてまいります。

(国土交通大臣)

○JR 七尾線について、復旧工事が進められ、羽咋～七尾駅間は、来週 22 日始発から運転再開予定。のと鉄道については、TEC-FORCE が常駐し、復旧作業の支援を行っている。

○住まいの確保に向けて、公営住宅について、全都道府県で約 8,200 戸の空き室が確保されており、うち約 300 戸で入居が決定している。UR 賃貸住宅については、高齢者からの生活相談に対応可能な 300 戸の受付が始まった。賃貸型応急住宅については、石川県・富山県に続き新潟県でも受付が始まった。建設型応急住宅については、石川県の 4 市町で約 250 戸の建設に着手している。引き続き、地域のニーズを踏まえた支援を進めてまいります。

(環境大臣)

○避難所等から発生する生活ごみやし尿について、ごみ収集車 65 台、バキュームカー 40 台以上の体制を確保し、概ね回収体制が整いつつある。また、片付けごみを持ち込む仮置場の設置も順次進んでおり、適切な設置・運営の現地支援を鋭意実施している。

○被災者の救護や心のケアの観点から、ペットへの対応も重要。環境省では、県や関係団体と連携して取り組んでいる。

○具体的には、ペットフードなどの関連用品を被災者に届けるための輸送体制や、被災者のペットの一時預かり体制の確保などを支援した。石川県獣医師会会員の動物病院等で、ペットを一ヶ月間無料で預かる取組を 15 日から開始している。

○さらに、ペット連れ被災者が安心して避難できるよう、避難所や仮設住宅でのペットの

適正な飼育環境の確保や、一時預かり体制の拡充に向けて取り組んでいく。

(防衛大臣)

- 孤立地域からの被災者の航空輸送について、目途が立ちつつある中、被災者の二次避難に係る自衛隊航空機の集中運用による輸送に全力をあげている。
- 17日、現地を訪問し、被害状況及び自衛隊の活動状況を自ら把握するとともに、活動にあたる隊員達を激励した。隊員達は、災害派遣における様々な活動を実施できることにやりがいを感じ、やる気に満ちていた。
- 幹部に対しては、活動期間が長期に渡る中、隊員の健康管理や部隊の安全管理の徹底、適切なタイミングでの部隊交代等について指示した。
- 在日米軍は、17日（水）に引き続き、本日も、回転翼機（UH-60）による食料等の被災者支援物資の輸送を行っている。
- また、明日以降、自衛隊音楽隊による慰問演奏を行う予定。引き続き、被災者に寄り添った様々な活動を継続するとともに、全国各地で複合的に発生する各種事態に対しても、全力で対応していく所存。

4. 非常災害対策本部長（内閣総理大臣）発言

<非常災害対策本部長（内閣総理大臣）>

- 被災地は、ライフラインの復旧も十分でないなど、厳しい状況が続いている。「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるためにも、二次避難等の取組と並行して、生活と生業の再建支援、そして、復旧・復興に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。
- 特に、二次避難された方が、再び住み慣れた土地に戻ってこられるための環境を、早期に整備することは重要。仮設住宅について、約250戸が着工したが、更なる加速化をお願いする。被災地では、用地や作業員の確保といった課題が生じている。効果的・効率的な仮設住宅の建設の進め方について、被災自治体と連携して検討し、解決に当たっていただきたい。地域のコミュニティにも配慮し、被災者の意向に寄り添う形で仮設住宅建設が進められるよう、被災地をバックアップしていただきたい。
- 早期の復旧・復興に向けては、倒壊家屋の解体撤去についても、円滑に進める必要がある。市町村が行う全壊・半壊家屋の解体撤去に要する費用については、国の財政支援の対象とし、被災者の自己負担をなくした。被災者が希望する場合は、速やかに解体が行われるよう、人的な支援や技術的な支援も含めて、自治体を支援していただきたい。馳知事から相談のあった所有者不明家屋の解体撤去についても、民法の「所有者不明建物管理制度」などの活用を含め、円滑に実施するよう方策を検討し、被災自治体に助言をするよう願う。
- また、先ほど、今回の地震を大規模災害復興法に基づく「非常災害」に指定する政令を閣議決定した。漁港、海岸、港湾等の復旧工事を、国や県が代行することが可能となる。既に、今回の災害を激甚災害に指定するなど、財政面での措置を講じているが、権限代行を通じた実行面の支援についても、環境が整った。引き続き、インフラの復旧に全力

を尽くしていただきたい。

- 災害が特に甚大であった能登地方の経済は、農林水産業や伝統産業、観光業が支えている。雇用維持や事業継続の支援も不可欠。近年の大きな災害で中小企業や小規模企業を支援するために措置した「なりわい補助金」のほか、コロナ関係融資の返済負担軽減策など、金融支援を含む様々な支援策を組み合わせ、必要な資金・支援をタイムリーに届けていただきたい。営業再開に向けた支援や、農林・水産関係に対する支援も、手厚く講じていただきたい。
- なお、発災以降進めてきた震災対応についても、状況の変化を踏まえつつ、必要に応じて、先手・先手の見直しをお願いする。例えば、避難所などで生活する要配慮者のケアのため、全国の介護職員等や関係団体の皆様に協力をいただきながら、各地の避難所等への応援派遣を行ってきたところ、二次避難の進展に伴い、1.5次避難所や二次避難先での介護職員等のニーズが更に高まることが予想される。ニーズに応じて機動的に対応できるよう、体制の整備をお願いする。

6. 閉会

(以上)